

第2回岡山県各種商品小売業最低賃金専門部会

議 事 要 旨

1 日 時

令和7年10月1日（水） 午後3時00分～

2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 3階会議室

3 出席者

公 益 委 員 : 2人（欠席1人）
労働者側委員 : 3人
使用者側委員 : 3人

4 審議事項

（1）特定最低賃金改正決定の必要性の有無について

5 議事要旨

（1）特定最低賃金改正決定の必要性の有無について

岡山県各種商品小売業最低賃金改正決定の必要性の有無について審議され、前回に引き続き労使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

- ・複利厚生における制度の充実、拡充も大事であるが、地賃が大幅に引き上げられる中で、この業界で働いているすべての人がより一層安心して生活できる要素は賃金である。そのためにも特定最低賃金は必要である。
- ・セーフティーネットとしての最賃ではなく、この流通業界全体として人材を確保するためにも特定最低賃金の意義はある。

【使用者側の意見要旨】

- ・2年連続で特定最賃が県最賃を下回るという状況にある。昨年慎重審議の結果必要性ありの結論に至らなかった。
- ・今年度も過去最大の県最賃の引上げであり、特定最賃の必要性は薄れている。
- ・来年度以降協議の場を引き続き持つことは必要と考えている。

（2）改正決定の必要性について

労使双方から意見が述べられた後、必要性の有無について意見の一致が見られず、「必要性なし」との結論となることを本審に報告することとなっ

た。

- (3) 全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったことが決議され、報告書を作成した。

6 配布資料

- ・岡山県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する報告書（案）